

菊川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

策定 2018(平成30)年11月1日

改定 2023(令和5)年3月17日

菊川市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

菊川市は、標高282.6mの火剣山を最高峰とした丘陵地が形成され、東部は牧之原台地と丘陵、中央から南部は平坦で市街地を形成しており、市の中央には一級河川菊川が南北に流れている。

牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、丘陵地を中心に樹園地が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作や野菜栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、菊川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する静岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する菊川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

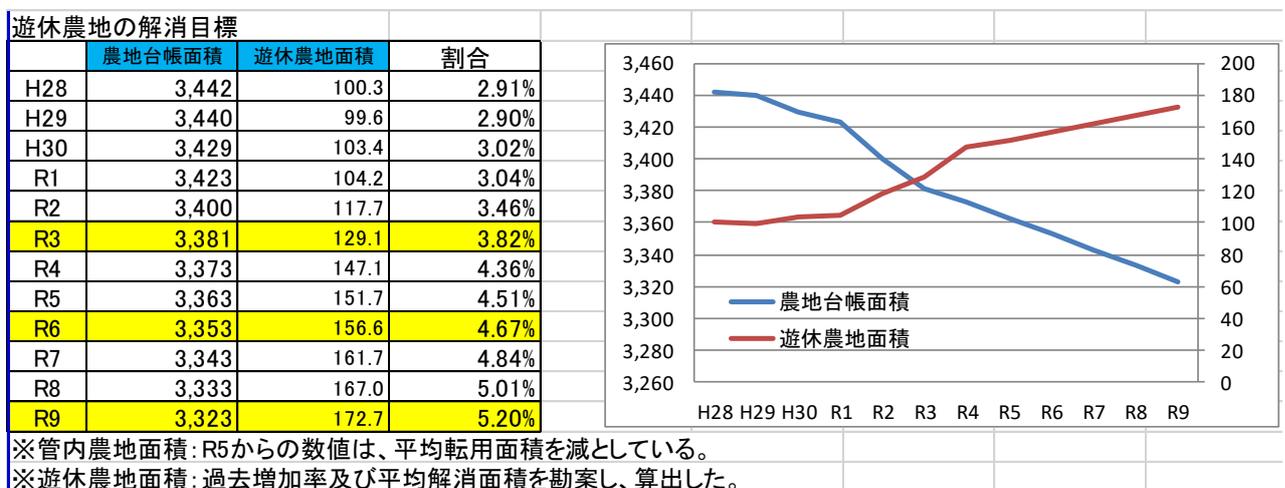
1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 2022年(R3) 3月末	3,381 ha	129.1 ha	3.82%
3年後の目標 2025年(R6) 3月末	3,353 ha	156.6 ha	4.67%
目 標 2028年(R9) 3月末	3,323 ha	172.7 ha	5.20%

注：管内農地面積は、平均転用面積9.1haを減としている。

注：遊休農地面積は、過去の増加率及び平均解消面積を勘案し、算出した。



(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号) 第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- ・利用意向調査結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

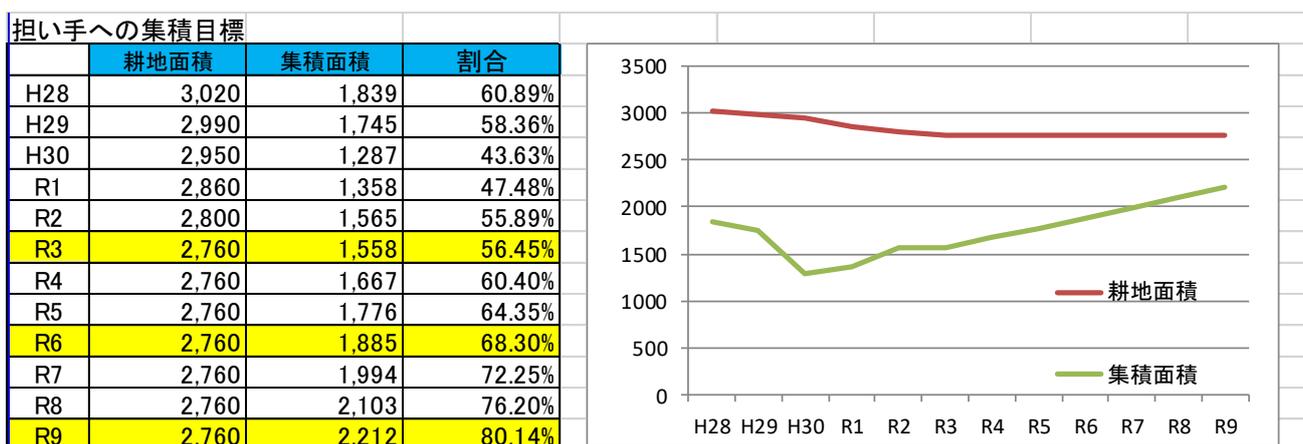
2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 2022年(R3) 3月末	2,760ha	1,558ha	56.45%
3年後の目標 2025年(R6) 3月末	2,760ha	1,885ha	68.30%
目 標 2028年(R9) 3月末	2,760ha	2,212ha	80.14%

注1：菊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の目標値「80%」に向け、集積面積目標を年度按分した。

注2：現状の耕地面積は、農林水産省統計の耕地面積とする。



【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 2022年(R3) 3月末	1,558戸	208 経営体	2 経営体	1 経営体	／
3年後の目標 2025年(R6) 3月末	1,324戸	176 経営体	8 経営体	1 経営体	／
目 標 2028年(R9) 3月末	1,086戸	170 経営体	10 経営体	1 経営体	／

注1：「総農家数」は、2020年農林業センサスの数値とした。

注2：目標値のうち、2025年は2022年の85%、2028年は2022年の82%の数値としている。

注3：「認定新規就農者」は、菊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の目標値「毎年5人程度」を考慮した数字とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、菊川市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 2022年(R3)3月末	1 人 (37.5 a)	0 法人 (0 ha)
3年後の目標 2025年(R6)3月末	1 人 (40.0 a)	1 法人 (1.0 ha)
目 標 2028年(R9)3月末	1 人 (40.0 a)	1 法人 (1.0 ha)

※現状の担い手農家数や遊休農地の発生状況を考慮した数字を目標とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

静岡県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

菊川市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

菊川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、菊川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力